

# 上富良野町議会活性化推進計画 (第2期)



令和5年12月27日 改訂

上富良野町議会

# 目 次

|   |                                |     |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | 「議会活性化推進計画」策定に取り組む趣旨 . . . . . | 1 頁 |
| 2 | 上富良野町議会がめざすべき姿 . . . . .       | 1 頁 |
| 3 | 計画の期間 . . . . .                | 1 頁 |
| 4 | 上富良野町議会の 3 つの柱 . . . . .       | 2 頁 |
| 5 | 施策体系 . . . . .                 | 2 頁 |
| 6 | 3 つの柱をふまえた具体的な取り組み . . . . .   | 3 頁 |
| 7 | 議会活性化スケジュール . . . . .          | 4 頁 |
| 8 | 施策項目進行管理表 . . . . .            | 6 頁 |

## 参考

・第 1 期上富良野町議会活性化推進計画：令和 2 年 8 月 26 日策定、令和 3 年 11 月 5 日改訂

## 1 「議会活性化推進計画」策定に取り組む趣旨

「上富良野町自治基本条例」が平成20年12月22日に策定され、この条例の中で「議会の役割と責務」が明確に位置づけられた。

今日まで、議会は自治基本条例に則り議会改革や活性化に向け、様々な取り組みを実施してきたが、これまで活性化への全体を網羅した計画が策定されていなかったことから、議会及び議員が、活性化に向けての目標の進捗状況や達成度を共有することができていなかったという大きな反省点を抱えていた。

このことから、町民の信託に応えるため「上富良野町議会活性化推進計画」を策定し議会が一丸となり、さらに活性化を計画的に推進し、「より身近で開かれた議会」を目指すことを目的とする。

## 2 上富良野町議会がめざすべき姿

地方分権の施行により、地方の自主裁量が高まることに伴い、議会の存在意義そのものが問われつつあり、「議決機関」としての積極的な議会運営が強く求められてきている。

このことにより、議会は、「上富良野町自治基本条例」に定められている「議会の役割と責務」、「議会の運営」、「議員の責務」に基づき議会活性化推進の

メインテーマを『より身近で開かれた議会』とし、

その議会活性化の基本政策を、① 情報 [情報公開と共有]

② 参加 [町民の参加機会の拡大]

③ 機能 [議会・議員の機能向上]

と定め、議会活性化を計画的に推進する。

## 3 計画の期間

この計画は、策定の日から令和9年8月24日までを計画期間とし、各年次の進捗に応じ必要な見直しを行います。

年次は9月から8月までを1年とし、1年次から2年次を前期、3年次から4年次を後期とする。

前期 1年～2年次 計画策定の日から令和7年8月まで

後期 3年～4年次 令和7年9月から令和9年8月まで（24日まで）

## 4 上富良野町議会の3つの柱

上富良野町議会は、より身近で開かれた議会を実現するため、上富良野町自治基本条例に掲げた次の3点を柱とします。

### (1) 議会の役割と責務

- ① 議会は、町民を代表する意思決定機関としての役割を果たすため、まちづくりに町民の意思を反映するよう、条例の制定改廃、予算、決算等について意思決定を行います。
- ② 議会は、町の監視機関としての役割を果たすため、常に町民の立場から、公正で民主的な町政運営が行われているかを検証し、それを町民に明らかにするよう努めます。

### (2) 議会の運営

- ① 議会は、町民に開かれた議会運営を行うため、保有する情報を積極的に公開し、町民との情報共有に努めます。
- ② 議会は、自由な討議を尊重して運営するとともに、審議の過程や結果等を町民に分かりやすく説明するよう努めます。
- ③ 議会は、町民からの要望又は意見書等について十分審議し、その結果を報告するよう努めます。
- ④ 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報保護に努めます。

### (3) 議員の責務

- ① 議員は、町民の信託に応えるとともに、この条例を誠実に守って、議員の持つ機能を最大限に発揮し、町民のために職務を遂行するよう努めます。
- ② 議員は、議会の活性化に努めるとともに、町民の意思を反映した政策の提言又は政策立案の強化を図るため、調査活動及び立法活動を積極的に行うよう努めます。

## 5 施策体系

別紙（5頁）のとおり

## 6 3つの柱をふまえた具体的な取り組み

第1期計画(R2年8月～R5年8月)の取組評価より、第2期計画の施策項目は「4分野の11項目」に整理します。

- 1 議員間による自由討議
  - 自由討議による合意形成 [実施済]
- 2 町民の要望、意見の審議
  - (1) 広聴活動の推進
  - (2) 町民参画・町民連携
  - (3) 議会懇談会等・一般会議
    - 各種アンケート調査 [検討済]
    - 議会モニター [検討済]
- 3 情報公開と情報共有
  - (1) 議会のICT・タブレット持込
  - (2) 議会中継
    - 広報活動の推進 [実施済]
    - 議会傍聴の推進 [実施済]
    - 議会要覧の作成 [実施済]
- 4 個人情報保護
  - 議案の個人名の取り扱い [実施済]
  - ホームページ公開の会議録の個人名マスキング [実施済]
- 5 議会の活性化
  - (1) 議員定数
  - (2) 議員報酬
  - (3) 一般質問
  - (4) 議決条例の改正(議決事項の追加)
  - (5) 常任委員会の公開
    - 政策形成過程の説明 [検討済]
    - 一般質問進捗状況調査 [検討済]
    - 議員倫理 [実施済]
    - 反問権 [検討済]
    - 議会サポーター [検討済]
    - 正副議長の所信表明 [実施済]
    - 議会の評価等 [実施済]
- 6 環境整備
  - (1) 議会傍聴の環境整備
    - 議案閲覧 [実施済]
    - 議員図書室 [検討済]
    - 事務局機能の強化 [検討済]

## **7 議会活性化スケジュール**

第2期計画の施策項目の優先順位を持ちながら取組を推進する。

## **8 施策項目進行管理表**

別紙（6頁以降）のとおり

# 上富良野町議会活性化推進計画の施策体系

活性化テーマ

より身近で開かれた議会を目指して

上富良野町自治基本条例

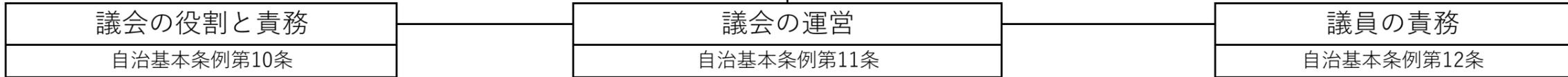
上富良野町自治基本条例（平成20年12月22日条例第28号）の抜粋  
 （議会の役割と責務）  
 第10条 議会は、町民を代表する意思決定機関としての役割を果たすため、まちづくりに町民の意思を反映するよう、条例の制定改廃、予算、決算等について意思決定を行います。  
 2 議会は、町の監視機関としての役割を果たすため、常に町民の立場から、公正で民主的な町政運営が行われているかを検証し、それを町民に明らかにするよう努めます。  
 （議会の運営）  
 第11条 議会は、町民に開かれた議会運営を行うため、保有する情報を積極的に公開し、町民との情報共有に努めます。  
 2 議会は、自由な討議を尊重して運営するとともに、審議の過程や結果等を町民に分かりやすく説明するよう努めます。  
 3 議会は、町民からの要望又は意見書等について十分審議し、その結果を報告するよう努めます。  
 4 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めます。  
 （議員の責務）  
 第12条 議員は、町民の信託に応えるとともに、この条例を誠実に守って、議員の持つ機能を最大限に発揮し、町民のために職務を遂行するよう努めます。  
 2 議員は、議会の活性化に努めるとともに、町民の意思を反映した政策の提言又は政策立案の強化を図るため、調査活動及び立法活動を積極的に行うよう努めます。

活性化実践プラン

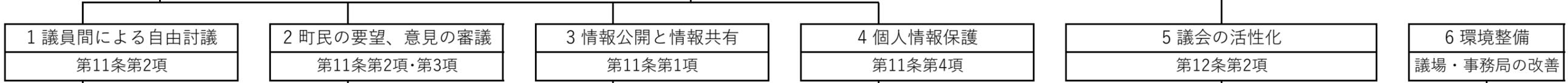
上富良野町議会活性化推進計画（第2期）

※第1期の取組評価より、第2期の施策項目は「4分野11項目」に整理

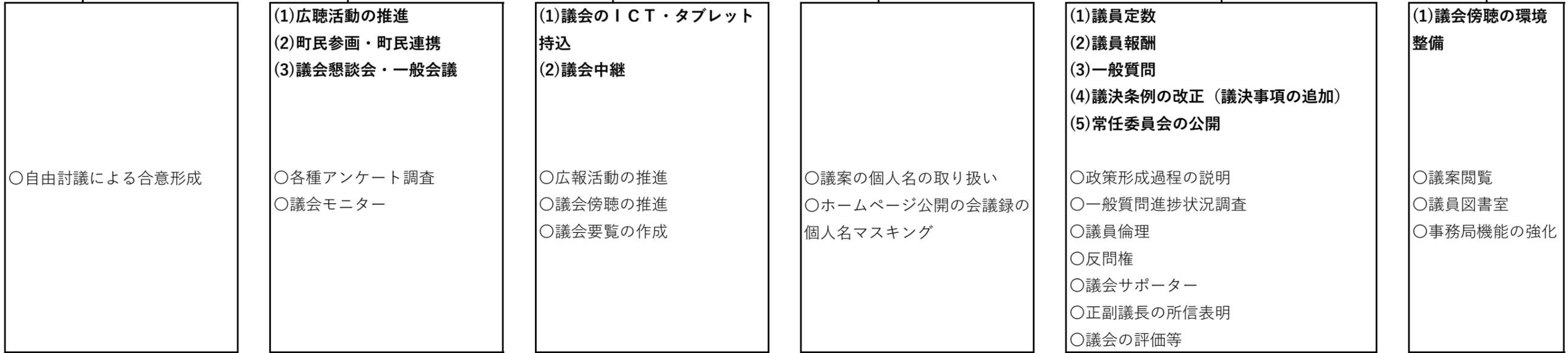
3つの柱



分野目標



施策項目



上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 1

|         |  |
|---------|--|
| 3 つ の 柱 | 議会役割と責務（自治基本条例第 10 条）<br>議会の運営（自治基本条例第 11 条）   |
| 分 野 目 標 | 2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）   |
| 施 策 項 目 | <b>2 (1) 広聴活動の推進</b>   |
| 目 的     | 議会運営等の広聴活動を実施することにより、より身近な議会を目指す。また、従来実施してきた議会懇談会の開催方法・内容・方法・対象等を見直すとともに、新たに「議会モニター」、「町かど・カフェ DE 議会」、「一般会議」の開催も検討。広聴活動のさらなる充実を目指す。               |
| 現 状     | ①議会懇談会の開催。<br>②議会懇談会参加者アンケートによる意見聴取。<br>③議場傍聴者アンケートによる意見聴取。  |
| 課 題     | ①議会懇談会以外で直接町民から意見聴取していない。<br>②アンケートへの回答、改善取り組みの広報は「議会だより」のみ。<br>③町民ニーズに対応した広聴活動の実施。  |
| 目 標     | ①町民に対する広聴活動を推進するため、議会懇談会や一般会議を始めとした広聴活動の機能充実を図る。   |
| 留 意 事 項 | ①上富良野町議会広報誌発行規程<br>②上富良野町議会「議会だより」発行要領<br>③上富良野町議会「議会懇談会」実施要領  |
| 取 組 内 容 | アンケート結果の内容に対して意見交換をする機会を設けることにより、議会活動の充実に努める。<br>①議会懇談会の開催手法（充実、改善、対象など）の検討。<br>②広聴機会の拡充の検討。<br>③広聴手段の拡充の検討。<br>④傍聴者との意見懇談会の検討。<br>⑤広報広聴年間計画の検討。 |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討   |

## 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

## 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点   | 4点 | 3. 8点 | 2点     | 1点  |
|------|--|----|-------|--------|-----|
| 進捗状況 | <p>【第1期における審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、議会傍聴者等に対する議会モニター依頼などの検討が必要である。</li> <li>・既存の議会傍聴者アンケートの内容について改善が必要である。</li> <li>・町民とSNSなどの双方向の手法の検討が必要である。</li> <li>・フェイスブック開設とその進行管理の検討が必要である。</li> <li>・議会だより編集の議会広報特別委員会での検討を依頼する。</li> <li>・議会が出向く意見聴取の機会の拡大（カフェDE議会、おじゃまDE議会）の検討が必要である。</li> <li>・コロナ禍と平時の広聴活動の取り組みのすみ分けの検討が必要。</li> <li>・テーマをもった情報発信の手法（SNSなど）の検討が必要。</li> <li>・当面、議会懇談会等で広聴活動を推進する。</li> </ul> <p>〔令和5年度評価〕<br/>継続。手法検討。団体からの要請による議会懇談会は周知継続。</p> |    |       |        |     |
| 達成評価 | 5点   | 4点 | 3点    | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了   | 継続 | 見直し   | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |  |    |       |        |     |

## 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 2

|         |   |
|---------|---|
| 3 つ の 柱 | 議会役割と責務（自治基本条例第 10 条）<br>議会の運営（自治基本条例第 11 条）  |
| 分 野 目 標 | 2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）  |
| 施 策 項 目 | <b>2 (2) 町民参画・町民連携</b>  |
| 目 的     | ①議会活動に関する情報公開を積極的に実施する。<br>②本会議、委員会、全員協議会の日程・内容を事前に町民周知するとともに、審議過程及び結果についても公開する。<br>③本会議、委員会の運営にあたり、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映する。<br>④議会の意思決定に反映させるため参考人制度や公聴会制度を十分に活用する。<br>⑤請願、陳情は町民の政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聞く機会を確保する。<br>⑥広く町民の意見を聴取するための機会を確保し、議会、議員による政策提案を行う。   |
| 現 状     | ①本会議日程は、ホームページ、防災行政無線、(定例会はポスター掲示)により町民周知を行っている。傍聴は可能。<br>②委員会、全員協議会日程は、広報お知らせ版により町民周知を行っている。傍聴は委員長の許可。<br>③会議録は定例会、臨時会、決算特別委員会、予算特別委員会のみホームページ、図書館で公開。委員会会議録は公開していない。<br>④陳情は直接提出の受理時に事務局で内容を確認。<br>⑤議会懇談会は毎年 1～2 回開催。<br>⑥全員協議会・委員会の傍聴は不十分。   |
| 課 題     | ①委員会、全員協議会の傍聴については、積極的な取り組みが行われていない。<br>②委員会会議録の公開実施。<br>③議会懇談会の充実。   |
| 目 標     | 議会活動等の情報公開を積極的に行うとともに、専門家や町長の意見を聞き議会の意思決定に反映させる。  |
| 留 意 事 項 | ①上富良野町議会委員会条例第 17 条（傍聴の取扱）<br>②上富良野町議会委員会条例第 21～26 条（公聴会関係）<br>③上富良野町議会委員会条例第 27 条（参考人）<br>④上富良野町議会委員会条例第 28 条（記録）<br>⑤上富良野町議会会議規則第 89～95 条（請願関係）<br>⑥上富良野町議会会議規則第 117 条～122 条（公聴会関係）<br>⑦上富良野町議会会議規則第 123 条（参考人）<br>⑧上富良野町議会会議規則第 124～127 条（会議録）<br>⑨上富良野町議会傍聴規則<br>⑩上富良野町議会運営に関する先例 2 (10) 請願の扱い<br>⑪上富良野町議会運営に関する先例 2 (11) 陳情・要望の扱い<br>⑫上富良野町議会「議会懇談会」実施要領 |
| 取 組 内 容 | 議会懇談会など、町民が意見を述べられるような環境をつくり、内容の整備が必要。議会モニター制度。<br>①委員会の議事録公開の実現。②委員会・全員協議会の積極的な傍聴への誘導策。③モニター制度の導入。④一般会議制度の導入。⑤町かどカフェ（仮称）の実施。<br>①委員会、全員協議会の公開（周知、会議録、ネット中継を含む）の検討。   |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討  |

### 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

### 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点   | 4点 | 3. 2点 | 2点     | 1点  |
|------|--|----|-------|--------|-----|
| 進捗状況 | <p><b>【第1期における審議概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会協議会・全員協議会協議会の会議録は原則非公開の方向性で確認した。</li> <li>・委員会等の会議録公開は原則、町の公開レベルに準拠することを確認した。</li> <li>・町民参画、町民連携は、主として行政側の対応に委ねる。</li> <li>・会議録の公開手法については、今後も検討を進める。</li> </ul> <p>[令和5年度評価]<br/>議会懇談会などで当面对応することで後年で検討する。</p> |    |       |        |     |
| 達成評価 | 5点   | 4点 | 3点    | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了   | 継続 | 見直し   | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |  |    |       |        |     |

### 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 3

|         |   |
|---------|---|
| 3 つ の 柱 | 議会役割と責務（自治基本条例第 10 条）<br>議会の運営（自治基本条例第 11 条）  |
| 分 野 目 標 | 2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）  |
| 施 策 項 目 | <b>2 (3) 議会懇談会</b>  |
| 目 的     | ①議会と住民の意思を尊重するため、町民の意見・要望等を把握するために開催する。<br>②まちづくりの重要政策の立案過程において、議決機関である議会がどのように運営し、判断に至ったのかなどについて報告説明し、議会の説明責任を果たす。<br>③町民が町づくりに求めているものを把握し、議会活動に反映させる。 |
| 現 状     | ①毎年 1～2 回開催。<br>②参加対象は全町民。<br>③毎回テーマを設定。<br>④懇談形式への改善により、議会（委員会）報告を割愛している。<br>⑤2 班による対面方式から、全員参加のワークショップ、ワールドカフェ方式に改善している。                              |
| 課 題     | ①参加者が固定化。<br>②開催場所、開催時間に課題。<br>③複数開催の結果報告により、議会広報頁増の予算の要求。<br>④議員個々の意見、議会としての意見の区別。<br>⑤各種団体や年齢別等における懇談会の開催実現。  |
| 目 標     | ①多様な議会懇談会の開催。<br>②複数回、定期的な開催。   |
| 留 意 事 項 | ①上富良野町議会「議会懇談会」実施要領<br>②団体又はグループの要請による「議会懇談会」開催要領   |
| 取 組 内 容 | ①全町民を対象とした懇談会。<br>②年齢や、性別、各団体等との開催。<br>③開催方法の再検討。（対象者(団体)、議員数、年間回数、地域別ほか）<br>④周知方法・報告方法の再検討。  |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討  |

## 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

## 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点   | 4.0点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|--|------|-----|--------|-----|
| 進捗状況 | <p>【第1期における審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍でも開催する手法を検討した。対象＝個別団体、会場＝公民館・かみん、2班体制＝常任委員混同、テーマ設定＝なしでまちづくりや課題全般で懇談。</li> <li>・カフェDE議会、おじゃまで議会と併せて検討を行った。</li> <li>・上富良野町議会「議会懇談会」実施要領の改正を行い、団体グループとの懇談を可能とすることで一致。</li> </ul> <p>[令和5年度評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェDE議会、おじゃまで議会と併せて検討を行った。</li> <li>・上富良野町議会「議会懇談会」実施要領の改正を行い、団体グループとの懇談会を実施可能とした。</li> </ul> |      |     |        |     |
| 達成評価 | 5点   | 4点   | 3点  | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了   | 継続   | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |  |      |     |        |     |

## 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 3

|         |   |
|---------|---|
| 3 つ の 柱 | 議会役割と責務（自治基本条例第 10 条）<br>議会の運営（自治基本条例第 11 条）  |
| 分 野 目 標 | 2 町民の要望、意見の審議（自治基本条例第 11 条第 2 項、第 3 項）  |
| 施 策 項 目 | <b>2 (3) 一般会議</b>   |
| 目 的     | ①議員と町民が自由に意見交換することができる会議を設置。活動が法令等により制限されている常任委員会や特別委員会だけでは対処することのできない諸課題について、政策提言や審議・賛否の参考とする。 |
| 現 状     | ①実施していない。<br>②過去に閉会中の継続調査のテーマにより、団体と懇談あり。   |
| 課 題     | ①議員派遣の議決の有無。<br>②団体等からの開催要望の対応方法（申込書、何人以上とか）の検討。<br>③会議に参加する議会の対応方法（全員、常任委員会など）の検討。             |
| 目 標     | ①閉会中の継続調査申し出以外の重要課題について、関係団体等と懇談する制度設計の構築。  |
| 留 意 事 項 | ①一般会議開催の政策的テーマの範囲の決定。<br>②提言された意見等の反映方法。  |
| 取 組 内 容 | ①先進事例の調査・研究。<br>②制度設計の検討。   |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討  |

### 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

### 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点   | 4点 | 3点  | 2.6点   | 1点  |
|------|--|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 | <b>【第1期における審議概要】</b><br>・ 広聴活動、町民参画を重点とし一般会議は、後年に検討を実行することで一致。 |    |     |        |     |
|      | <b>[令和5年度評価]</b><br>・ 広聴活動、議会懇談会を充実実践するなど後年で実施検討。              |    |     |        |     |
| 達成評価 | 5点   | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了   | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |  |    |     |        |     |

### 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 4

|         |  |
|---------|--|
| 3 つ の 柱 | 議会役割と責務（自治基本条例第 10 条）<br>議会の運営（自治基本条例第 11 条）   |
| 分 野 目 標 | 3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項）   |
| 施 策 項 目 | <b>3 (1) 議会の ICT（情報通信技術）</b>   |
| 目 的     | ①町民ニーズに対応した議会の ICT 化を図ること。   |
| 現 状     | ①会議案内通知は申し合わせにより FAX。<br>②議案資料は紙ベース。<br>③本会議でのインターネット中継、録画中継は未実施。<br>④議会に対する双方向のメール、SNS の活用なし。 |
| 課 題     | ① ICT 化全般と運営基準の整備。<br>② ICT 化（インターネット中継、録画中継）の予算確保。  |
| 目 標     | ①インターネット中継（録画含む）の整備。<br>② SNS によるリアルタイムな情報発信。<br>③会議資料、会議案内などのタブレットの活用。                        |
| 留 意 事 項 | ①録画中継画像の議事日程毎の区分処理。<br>②内容作成・発信者の検討と選定。<br>③双方向時の対応者の選定。                                       |
| 取 組 内 容 | ① ICT 化の年次計画立案と予算確保。<br>② ICT 活用による改善事項の洗い出し。<br>③ネット中継（録画中継）の検討。                              |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討   |

### 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

### 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点   | 4点 | 3点  | 2.7点   | 1点  |
|------|--|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 | 【第1期における審議概要】  |    |     |        |     |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT で取り組む事業を確定し実施に向けての準備を進める。</li> </ul> [令和5年度評価]<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット中継（録画含む）のテスト配信</li> <li>・ ICT で取り組む事業は今後検討</li> </ul> |    |     |        |     |
| 達成評価 | 5点   | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了   | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |  |    |     |        |     |

### 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 4

|         |   |
|---------|---|
| 3 つ の 柱 | —   |
| 分 野 目 標 | 6 環境整備  |
| 施 策 項 目 | <b>3 (1)タブレット持込</b>   |
| 目 的     | ①例規集の電子化、議員へのメール一斉配信、議案等資料の配布、傍聴者用閲覧議案の配布、ネット会議等で活用することで、ペーパーレス化を促進し、資源保護や経費節減を図ること。  |
| 現 状     | ①ペーパーレス化・経費絶減を目的に整備要望は大きいが導入は未実施。<br>②H28. 2. 24 議会運営委員会所管事務報告で下記の課題の把握のみ。  |
| 課 題     | ①議員のスキル習得。<br>②議員自宅の高速通信網整備と Wi-Fi などの無線環境整備。<br>③セキュリティ対策。<br>④ウイルス対策。<br>⑤導入経費の確保。<br>⑥維持費（サーバー利用経費等）の確保。<br>⑦不得手な議員への対策。 |
| 目 標     | ①本会議、委員会等での活用。<br>②議員への連絡手段の活用。<br>③リアルタイムの議案、資料の配布。<br>④郵送代、印刷代の削減。  |
| 留 意 事 項 | ①経済効果の測定。<br>②導入に向けての計画的な推進。<br>③課題対策。  |
| 取 組 内 容 | ①導入に向けての経済効果測定。<br>②課題解決に向けた推進。   |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9年8月）において随時検討   |

### 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

### 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点                               | 4点 | 3点  | 2点     | 1.8点 |
|------|----------------------------------|----|-----|--------|------|
| 進捗状況 | 【第1期における審議概要】                    |    |     |        |      |
|      | ・完全ペーパーレス化を目指すのか、行政側との調整が必要。     |    |     |        |      |
|      | 〔令和5年度評価〕                        |    |     |        |      |
|      | ・対費用効果が見込めないため現状のままとし将来の検討課題とする。 |    |     |        |      |
| 達成評価 | 5点                               | 4点 | 3点  | 2点     | 1点   |
| 進行管理 | 完了                               | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他  |
| 備考   |                                  |    |     |        |      |

### 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 5

|         |  |
|---------|--|
| 3 つ の 柱 | 議会役割と責務（自治基本条例第 10 条）<br>議会の運営（自治基本条例第 11 条）   |
| 分 野 目 標 | 3 情報公開と情報共有（自治基本条例第 11 条第 1 項）   |
| 施 策 項 目 | <b>3(2) 議会中継</b>   |
| 目 的     | ①町民への身近で開かれた議会の実現のため。<br>②議会傍聴に来られない方や感染症対策を図る。<br>③本会議での町政運営に対する質疑などをインターネットを活用し、広く町民に公開することにより、議決までの説明責任を十分に果たすことや町民が議会活動に参加する機会を確保する。 |
| 現 状     | ①導入していない。<br>②H28. 2. 24 議会運営委員会所管事務報告あり。  |
| 課 題     | ①初期投資とランニングコスト。<br>②町内のインターネット普及率。<br>③議場マイク操作中継作業等の事務局体制の充実。<br>④録画中継の編集作業。   |
| 目 標     | ①議会中継の実現。  |
| 留 意 事 項 | ①整備方針を決定し、予算の算定を行う。<br>②行政側との協議が必要。  |
| 取 組 内 容 | ①議会のネット中継（録画中継）の検討。<br>②行政側との調整。   |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討<br>優先項目として取組む   |

## 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

## 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点   | 4点 | 3点  | 2.6点   | 1点  |
|------|--|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 | <b>【第1期における審議概要】</b><br>・実態調査内容を審議した。<br>・先進町村議会に対するアンケート調査項目を審議した。<br>・アンケート調査票と調査町村議会を決定した。調査は定例会後の3月下旬に実施することを決定した。<br>※R3.3.29調査、R3.5.6回答集約済（32/37町村議会、回答率86.5%） |    |     |        |     |
|      | [令和5年度評価]<br>・継続   |    |     |        |     |
| 達成評価 | 5点   | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了   | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |  |    |     |        |     |

## 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 6

|         |   |
|---------|---|
| 3 つ の 柱 | 議員の責務（自治基本条例第 12 条）   |
| 分 野 目 標 | 5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）   |
| 施 策 項 目 | <b>5 (1) 議員定数</b>   |
| 目 的     | ①行財政改革や地方分権時代の進展など、議会を取り巻く環境変化の中、新しい時代にふさわしい議員定数の適正化を目指す。   |
| 現 状     | ①議員定数の沿革 昭和 42 年 8 月選挙 26 名⇒20 名<br>平成 15 年 8 月選挙 20 名⇒18 名<br>平成 19 年 8 月選挙 18 名⇒14 名<br>②任期中に議員定数の見直し検討を行ってきた。              |
| 課 題     | ①任期中には、議員定数の見直し検討を行い、議員間の合議を得る必要がある。<br>②任期中に議会懇談会等のテーマにし、合議結果を報告する。  |
| 目 標     | ①多様化する社会において、議員は町民の意思を反映し、その役割を果たすことが必要であり、現状の議員定数が適切であるか、次期選挙前に検討すること。<br>②町民に対して議員定数の合理的な説明を行うこと。                           |
| 留 意 事 項 | ①上富良野町議会の議員の定数を定める条例<br>②議員必携(第 11 次改訂新版)18 頁（議員の定数と任期）   |
| 取 組 内 容 | ①多様化する社会の変化が激しい中、改選前には必ず現状の議員定数が適切かどうか、議員間で十分な審議を行い、結論を出すこと。<br>②必要があるときは、町民の意見を聞く場を設けること。<br>③議員間での結論を議会懇談会や議会だより等で情報提供すること。 |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討<br>優先項目として取組む  |

### 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

### 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点  | 4.6点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|---|------|-----|--------|-----|
| 進捗状況 | <b>【第1期における審議概要】</b><br>・令和3年第4回定例会（R3.12.16）に議員定数・議員報酬調査特別委員会を設置<br>・令和4年第2回定例会（R4.6.22）に議員定数・議員報酬調査特別委員会結果報告書を提出。 |      |     |        |     |
|      | [令和5年度評価]<br>・特別委員会 令和3年12月16日設置、R4.6月定例会により調査報告済   |      |     |        |     |
| 達成評価 | 5点  | 4点   | 3点  | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了  | 継続   | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |   |      |     |        |     |

### 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 7

|         |   |
|---------|---|
| 3 つ の 柱 | 議員の責務（自治基本条例第 12 条）   |
| 分 野 目 標 | 5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）   |
| 施 策 項 目 | <b>5 (2) 議員報酬</b>   |
| 目 的     | ①多様化する社会において、議員は町民の意思を反映し、その役割を果たすことが必要である。議員報酬が議員の職務や責任、また他市町村との比較において適切であるか、次期選挙前に議員定数とともに検討する。   |
| 現 状     | ①議員報酬等の沿革<br>平成 12 年 4 月 費用弁償 1,500 円⇒1,000 円（▲500 円）<br>平成 15 年 7 月 議 長 280,000 円⇒275,000 円（▲5,000 円）<br>副議長 211,000 円⇒205,000 円（▲6,000 円）<br>委員長 189,000 円⇒185,000 円（▲4,000 円）<br>議 員 175,000 円⇒170,000 円（▲5,000 円）<br>期末手当の加算率廃止 15%⇒0%<br>平成 17 年 7 月 議員手当の縮減 4.4 ヶ月⇒3.9 ヶ月<br>平成 18 年 4 月 費用弁償の廃止 1,000 円⇒0 円（▲1,000 円）<br>期末手当の縮減 3.9 ヶ月⇒3.5 ヶ月<br>平成 30 年 4 月 議 長 275,000 円⇒275,000 円（改正なし）<br>副議長 205,000 円⇒209,000 円（4,000 円）<br>委員長 185,000 円⇒189,000 円（4,000 円）<br>議 員 170,000 円⇒179,000 円（9,000 円）<br>期末手当の改正 3.5 ヶ月⇒4.0 ヶ月 |
| 課 題     | ①議員報酬の積算根拠が不明確⇒積算根拠算定方法の研究。<br>②富良野沿線、上川管内、全道の類似団体との比較検証。<br>③その他歳費（政務調査費）の歳費の検討。   |
| 目 標     | ①町民に対して議員報酬金額の根拠を説明することができるようにすること。   |
| 留 意 事 項 | ①上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例<br>②特別職報酬審議会での検討が必要。  |
| 取 組 内 容 | ①多様化する社会変化が激しい中、改選前には必ず議員定数とともに議員報酬の額についても適切であるか、十分な審議を行うこと。<br>②町民の意見を聞く場は必要である。<br>③議員間の結論を議会懇談会や議会だより等で情報提供すること。<br>④活動実績分析による議員報酬の在り方を検討。<br>⑤身分保障の対策を検討。（兼業、兼職）<br>⑥社会保障の対策を検討。（公務災害、共済、年金）<br>⑦休暇、欠席の対策を検討。（産休、育休、業務休暇）   |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討<br>優先項目として取組む  |

### 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

### 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点   | 4.4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|--|------|-----|--------|-----|
| 進捗状況 | <b>【第1期における審議概要】</b><br>・令和3年第4回定例会（R3.12.16）に議員定数・議員報酬調査特別委員会を設置し、令和4年第2回定例会（R4.6.22）に議員定数・議員報酬調査特別委員会結果報告書を提出。 |      |     |        |     |
|      | [令和5年度評価]<br>・特別委員会 令和3年12月16日設置、R4.6月定例会により調査報告済  |      |     |        |     |
| 達成評価 | 5点   | 4点   | 3点  | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了   | 継続   | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |  |      |     |        |     |

### 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 8

|         |   |
|---------|---|
| 3 つ の 柱 | 議員の責務（自治基本条例第 12 条）   |
| 分 野 目 標 | 5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）   |
| 施 策 項 目 | <b>5 (4) 一般質問</b>   |
| 目 的     | ①行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、理事者の所信の表明を求めること。  |
| 現 状     | ①先例により通告期限は議会招集予定日前 7 日正午まで。<br>②答弁書配布は先例により招集日前日。<br>③先例により質問要旨一覧表の配布は議会当日。<br>④一問一答方式、60 分間の制限時間制を導入済み。<br>⑤一般質問用演台設置済み。<br>⑥議会の概要に一般質問通告書(例)あり。<br>⑦議長は全て受理。<br>⑧通告書受理時に事務局で文字誤植等の整理あり。  |
| 課 題     | ①質問範囲が町の事務となっているか。<br>（対象外：国政・道政・他市町村・広域連合・他の公共的団体の事務）<br>②重複と思われる質問事項の調整は、通告の制約になるので調整が必要となること。<br>③通告外質問の発言停止。<br>④大所高所からの政策を建設的立場で議論されているか。<br>⑤傍聴者の立場に立ち、特定した時間とすべきである。<br>⑥答弁書の必要性について。  |
| 目 標     | ①定例会で行われる一般質問は、議員にとって意義のある発言の場であり、住民からも重大な関心と期待を持たれる議員活動の場である。一人でも多くの議員が一般質問を行い、活性化に努める。  |
| 留 意 事 項 | ①上富良野町議会会議規則第 61 条（一般質問）<br>②上富良野町議会運営に関する先例 2(4) 通告制、期限<br>③上富良野町議会運営に関する先例(21) 一般質問の方法・時間<br>④議員必携(第 11 次改訂新版)152 頁（質問）   |
| 取 組 内 容 | 一般質問の日を設けられるか検討。質問時間の目安は今後も周知する。国政、道政でも町民と関りのあるものは質問できる（方法）、また、富良野広域連合でも町の財政負担をしている。富良野広域連合の決まりをゆがめない範囲は許されないか検討。<br>①会期中で「一般質問の日」等を設けられるか検討する。<br>②一般質問の範囲についての調査研究。<br>③一般質問の除外規定の検討。(EX. 常任委員会の所管事務調査事項。特別委員会の審議中の事項)<br>④一般質問通告書様式の検討。<br>⑤答弁書配布の検討。<br>⑥現行の一問一答方式の再検討。 |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討<br>優先項目として取組む  |

### 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

### 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点   | 4.2点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|--|------|-----|--------|-----|
| 進捗状況 | 【第1期における審議概要】  |      |     |        |     |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時改革に取り組んできている。答弁書は令和4年第1回定例会から全議員に配付を実施。質問範囲等については今後協議を進める。</li> </ul> |      |     |        |     |
|      | [令和5年度評価]  |      |     |        |     |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時改革に取り組んできている。答弁書は令和4年第1回定例会から全議員に配付を実施。</li> </ul>                    |      |     |        |     |
| 達成評価 | 5点   | 4点   | 3点  | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了   | 継続   | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |  |      |     |        |     |

### 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 9

|         |  |
|---------|--|
| 3 つ の 柱 | 議員の責務（自治基本条例第 12 条）  |
| 分 野 目 標 | 5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）  |
| 施 策 項 目 | <b>5 (4) 議決条例の改正（議決事項の追加）</b>  |
| 目 的     | ①町政全体の重要な計画等の決定に、議会の参画機会の確保と執行上の議決の必要性を比較検討し、新たに議決項目として追加を検討すること。  |
| 現 状     | ①各種基金の支消（財政調整基金、公共施設整備基金、地域福祉基金、児童生徒教育振興基金、かみふらのふるさと応援基金）<br>②総合計画基本構想。<br>③定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止。<br>④予定価格 50,000 千円以上の工事又は製造の請負契約。<br>⑤予定価格 7,000 千円以上の不動産又は動産の買い入れ又は売り払い。（土地は 5,000 m <sup>2</sup> /件以上に限る）<br>⑥公の施設（行政財産）を 1 年を超えて独占利用させる場合。<br>⑦公の施設（行政財産）を 3 年を超えて独占利用させる場合、出席議員の 2/3 以上の同意が必要。   |
| 課 題     | ①公の施設が結果として 1 年以上にわたるときの取り扱い。<br>②住民に関わりが深い各種計画への参画機会がない。  |
| 目 標     | ①議会の政策形成能力や行政監視機能を高めるため、町長との関係で制約されてきた議決権について、町との協議により見直し検討すること。   |
| 留 意 事 項 | ①地方自治法第 96 条第 2 項<br>②上富良野町財政調整基金条例第 6 条（処分）<br>③上富良野町公共施設整備基金条例第 6 条（処分）<br>④上富良野町地域福祉基金条例第 6 条（処分）<br>⑤上富良野町児童生徒教育振興基金条例第 6 条（処分）<br>⑥かみふらのふるさと応援寄付条例第 10 条（処分）<br>⑦上富良野町自治基本条例第 17 条第 1 項<br>⑧上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例<br>⑨議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例<br>⑩議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例<br>⑪議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例施行規則<br>⑫議員必携(第 11 次改訂新版)43 頁（議決権） |
| 取 組 内 容 | ①現状の議決事項で十分か。または追加すべきかの調査研究。<br>②追加すべき事項の洗い出し。追加する個別計画、事項の検討。<br>③制度設計の構築。議決事項追加後の取り扱いの検討。<br>④条例改正の検討。  |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討   |

### 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

### 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点                  | 4点 | 3.7点 | 2点     | 1点  |
|------|---------------------|----|------|--------|-----|
| 進捗状況 | 【第1期における審議概要】       |    |      |        |     |
|      | ・取組内容等について調査研究を進める。 |    |      |        |     |
|      | 〔令和5年度評価〕           |    |      |        |     |
|      | ・現時点での追加すべき事項なし     |    |      |        |     |
| 達成評価 | 5点                  | 4点 | 3点   | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了                  | 継続 | 見直し  | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |                     |    |      |        |     |

### 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 10

|         |  |
|---------|--|
| 3 つ の 柱 | 議員の責務（自治基本条例第 12 条）  |
| 分 野 目 標 | 5 議会の活性化（自治基本条例第 12 条第 2 項）  |
| 施 策 項 目 | <b>5 (5) 常任委員会の公開</b>  |
| 目 的     | ①日程・内容を事前に町民に周知して委員会を公開して、町民が議会活動に参加する機会を確保する。<br>②審議過程及び結果について情報を共有する。  |
| 現 状     | ①条例で委員長許可により傍聴可であるが、未実施。<br>②現会場では傍聴席確保が困難。<br>③会議録は要点筆記で公開は未実施。（録音装置なし、反訳直営）<br>④前段で委員会協議会があり、委員会開始時刻が流動的。  |
| 課 題     | ①「委員会」と「任意の委員会協議会」があり傍聴、会議録の公開基準の検討。<br>②会議日程の公開。（議会ホームページと広報かみふらのお知らせ版）<br>③傍聴席の確保。<br>④傍聴は委員会協議のみ。   |
| 目 標     | ①委員会の傍聴。<br>②議案資料の閲覧。<br>③議案の公開。<br>④会議録の公開。   |
| 留 意 事 項 | ①上富良野町議会委員会条例第 17 条<br>②議員必携(第 11 次改訂新版)71 頁（議事公開の原則）  |
| 取 組 内 容 | ①傍聴は許可なしでもできるようにすべき。<br>②傍聴はインターネットなどの活用も。<br>③委員会の傍聴の実現。<br>④議案及び資料の公開。<br>⑤会議録の公開（録音装置の設置と反訳委託化）<br>⑥委員会、委員会協議会の公開の検討。<br>⑦委員会協議会の運営要綱の検討<br>⑧委員会会議録の全文筆記化の検討。 |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討   |

### 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

### 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点  | 4点 | 3点  | 2.9点   | 1点  |
|------|---|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 | 【第1期における審議概要】<br>・「身近で開かれた議会」を目指すためには情報公開は必須であることから積極的に取り組まなければならない。公開するためには前提とする課題に掲げた4項目の解決を図らなければならない。 |    |     |        |     |
|      | 〔令和5年度評価〕<br>・現時点での課題解決は難しい将来の課題とする。  |    |     |        |     |
| 達成評価 | 5点  | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了  | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |   |    |     |        |     |

### 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |

上富良野町議会活性化計画 施策項目進行管理表

No. 1 1

|         |  |
|---------|--|
| 3 つ の 柱 | —  |
| 分 野 目 標 | 6 環境整備   |
| 施 策 項 目 | <b>(1) 議会傍聴の環境整備（ハード面）</b>   |
| 目 的     | ①議会は、本会議等の周知に努めるとともに、傍聴者に議案の審議に用いる議案を配付するなど、町民の理解及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。  |
| 現 状     | ①固定席 32 席。（定員外の傍聴者の取扱。）<br>②議場が現代に対応できていない。<br>③廊下の網戸がない。  |
| 課 題     | ①インターネット中継。<br>②感染症対策（換気対策、ソーシャルディスタンスで入場数の減）<br>③3階で、また傍聴席へは階段、手すりもなく、バリアフリー化なし。<br>④冬季の暖房対策と夏季の暑さ対策。<br>⑤傍聴席の構造上、議員の顔が見えない。                              |
| 目 標     | ①傍聴者の快適な環境づくり<br>②ユニバーサルデザイン化。   |
| 留 意 事 項 | ①議会委員会条例第 17 条（傍聴の取扱）<br>②上富良野町議会傍聴規則<br>③上富良野町議会運営に関する先例 3(2)傍聴許可<br>④議員必携(第 11 次改訂新版)71 頁（議事公開の原則）<br>⑤改修費用の予算化。   |
| 取 組 内 容 | 優先するものなどを決め対応、今後、多様な人が議会に出てくること<br>が考えられる。対応が必要。<br>①議場の計画的改修整備の推進（耐震化、暖房・冷房、バリアフリー化）<br>②インターネット中継の具現化。<br>③感染症対策の推進。<br>④構造等の課題点の洗い出し。<br>⑤改修と予算化に向けた検討。 |
| スケジュール  | 計画期間（策定日～R9 年 8 月）において随時検討   |

## 【評価基準】

| 区 分 |            | 評価の参考基準   |
|-----|------------|---|
| 5点  | 十分できている    | 計画に記載している内容のうち、概ね80%以上程度達成できていると考えられるもの         |
| 4点  | ある程度できている  | 計画に記載している内容のうち、概ね60%～80%程度達成できていると考えられるもの       |
| 3点  | どちらとも言えない  | 計画に記載している内容のうち、概ね40%～60%程度達成できていると考えられるもの       |
| 2点  | あまりできていない  | 計画に記載している内容のうち、概ね20%～40%程度の達成に留まっているもの          |
| 1点  | まったくできていない | 計画に記載している内容のうち、概ね20%未満の達成に留まっているもの、又は全くできていないもの |

## 【第1期】【令和5年度（4年次）】

| 総合評価 | 5点   | 4点 | 3.3点 | 2点     | 1点  |
|------|--|----|------|--------|-----|
| 進捗状況 | <b>【第1期における審議概要】</b><br>・修繕、改善が必要な箇所の抽出と確認。(議員椅子、通路固定窓、傍聴席暖房、傍聴席階段の手すり、車いす対応スペースの確保、照明のLED化、通路の床と壁クロス、通路窓の網戸、感染症対策、議会中継)<br>・修繕改善すべき箇所の必要な予算額を調査計上する。理事者の理解と協力が必要。 |    |      |        |     |
|      | [令和5年度評価]<br>・継続   |    |      |        |     |
| 達成評価 | 5点   | 4点 | 3点   | 2点     | 1点  |
| 進行管理 | 完了   | 継続 | 見直し  | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |  |    |      |        |     |

## 【第2期】【令和6年度（1年次）】

| 総合評価 | 5点 | 4点 | 3点  | 2点     | 1点  |
|------|----|----|-----|--------|-----|
| 進捗状況 |    |    |     |        |     |
| 進行管理 | 完了 | 継続 | 見直し | 取止め・廃止 | その他 |
| 備考   |    |    |     |        |     |